

次期「三重県教育ビジョン」最終案新旧対照表(案)

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
1	1 教育を取り巻く社会情勢の変化 (6 頁)	11 教職員を取り巻く環境 ○ 社会の変化に伴って学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の業務の多忙化・困難化に伴う労働時間の長時間化が指摘されており、 <u>国においては、教員の時間外労働を月 45 時間、年 360 時間を上限とすること等を内容とする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示されています。</u> こうしたことに対応し、長時間労働の是正に向けた取組を着実に実施していく必要があります。	11 教職員を取り巻く環境 ○ 社会の変化に伴って学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の業務の多忙化・困難化に伴う労働時間の長時間化が指摘されており、 <u>教職員の時間外労働を月 45 時間、年 360 時間を上限とすること等を内容とする「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を文部科学大臣が定めました。</u> こうしたことに対応し、長時間労働の是正に向けた取組を着実に実施していく必要があります。	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)
2	2 三重の教育における基本方針 (8 頁)	(1)新しい時代を「生き抜いていく力」の育成 ○ また、成年年齢の引き下げにより、子どもたちがより早い段階から自由・権利や責任・義務に向き合うこととなる中、新しい時代の「大人」として、 <u>社会で自らの役割を果たしていくことができるよう、</u> 人と人の関係を大切にしながら様々な課題を解決していく力を育成していきます。	(1)新しい時代を「生き抜いていく力」の育成 ○ また、成年年齢の引き下げにより、子どもたちがより早い段階から自由・権利や責任・義務に向き合うこととなる中、新しい時代の「大人」として、 <u>社会を生き抜いていくことができるよう、</u> 人と人の関係を大切にしながら様々な課題を解決していく力を育成していきます。	○教育施策大綱(最終案)との整合
3	2 三重の教育における基本方針 (9 頁)	(3)誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現 ○ 家庭の経済的な事情など生まれ育った環境や障がい・国籍等の理由により将来が左右され、閉ざされるようなことがあってはなりません。	(3)誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現 ○ 家庭の経済的な事情など生まれ育った環境や障がい・国籍等の理由により将来が左右され、閉ざされるようなことがあってはなりません。	○教育施策大綱(最終案)との整合

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
		一人ひとりを大切にして取組を進めてきた本県教育の成果をふまえ、誰もが取り残されことなく質の高い教育を受け、 <u>自らの能力・可能性を最大限に伸ばすこと</u> で、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、それぞれの状況に応じた、発達段階で途切れることのない公平公正で最適な学びの環境を整えます。	一人ひとりを大切にして取組を進めてきた本県教育の成果をふまえ、誰もが取り残されことなく質の高い教育を受け、 <u>自らの能力・可能性を伸ばすこと</u> で、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、それぞれの状況に応じた、発達段階で途切れることのない公平公正で最適な学びの環境を整えます。	
4	1 - (1) 学力の育成 (17 頁)	現状と課題 <u>学習指導要領で求められている思考力、判断力、表現力等を向上させるため、課題を発見し解決につなげていく過程を重視した学習により、深い学びが実現されるよう、学校現場での指導の改善が求められています。</u>	削除	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)
5	1 - (1) 学力の育成 (18 頁)	1 学習・指導方法の充実 ・小中学校において、 <u>子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感し、基礎的・基本的な知識・技能の定着や、思考力・判断力・表現力等の育成が図られるよう、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック等の活用を通じて、学校の課題を把握・分析し、一人ひとりの理解と定着を図る取組を促進するとともに、定着状況を確認しながら指導・支援する取組を推進します。</u>	1 学習・指導方法の充実 ・小中学校において、 <u>児童生徒一人ひとりが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感し、基礎的・基本的な知識・技能の定着や、思考力・判断力・表現力等の育成が図られるよう、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック等の活用を通じて、一人ひとりの学習における課題を把握し、理解と定着を図る取組を推進します。</u>	○県議会意見 1

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
6	1 - (1) 学力の育成 (18 頁)	2 <u>子どもたち一人ひとり</u>に応じたきめ細かな指導の充実 ・ <u>小中学校において、個別学習やグループ指導、学習内容の習熟の程度に応じた学習等、少人数指導の質的向上を図るため、指導のポイントや実践例をまとめた指導資料の活用を促進します。</u> (後略)	2 <u>一人ひとり</u>に応じたきめ細かな指導の充実 ・ <u>小中学校において、児童生徒一人ひとりの能力や適性に応じた学びを実現するため、指導のポイントや実践例をまとめた指導資料を活用し、個別学習やグループ指導、学習内容の習熟の適度に応じた学習等少人数指導の質的向上を図ります。</u> (後略)	○県議会意見 1
7	1 - (2) 外国人児童生徒教育の推進 (21 頁)	1 就学の促進 ・ <u>外国人児童生徒</u>の学ぶ機会を保障できるよう、各市町における就学に向けた取組や市町間での外国人児童生徒の移動に係る情報共有を促進します。	1 就学の促進 ・ <u>外国人の子ども</u>の学ぶ機会を保障できるよう、<u>家庭訪問を通じた実態把握など</u>各市町における就学に向けた取組や市町間での外国人児童生徒の移動に係る情報共有を促進します。	○推進会議意見 6
8	1 - (3) 幼児教育の推進 (23 頁)	現状と課題 (前略) また、令和元(2019)年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、幼児教育・保育のより一層の質の向上や子育て支援の拠点としての機能等の充実が求められています。	現状と課題 (前略) また、<u>幼稚園教育要領等の改訂</u>や令和元(2019)年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、幼児教育・保育のより一層の質の向上や子育て支援の拠点としての機能等の充実が求められています。	○推進会議意見 7
9	1 - (3) 幼児教育の推進 (24 頁)	1 幼稚園等における教育・保育活動の充実 ・ 遊びや多様な体験活動とおして、健康な心と体や自立心、規範意識の芽生え、生命を尊重する気持ちなどの育成に向け、幼児教育・保育の質の向上に関する <u>実践研究を進め、その実践事例</u>の普及啓発を図るとともに、質の高い幼児教育・保育を一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。	1 幼稚園等における教育・保育活動の充実 ・ 遊びや多様な体験活動とおして、健康な心と体や自立心、規範意識の芽生え、生命を尊重する気持ちなどの育成に向け、幼児教育・保育の質の向上に関する <u>事例</u>の普及啓発を図るとともに、質の高い幼児教育・保育を一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
10	1 - (3) 幼児教育の 推進 (24 頁)	3 小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進 ・「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を<u>活用し、実践研究園における取組</u>を県内の<u>幼稚園等</u>に紹介するなど、実践事例の普及に努めます。	3 小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進 ・「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を<u>活用した取組</u>を県内の<u>幼稚園等や小学校</u>に紹介するなど、実践事例の普及に努めます。	○推進会議意見 8
11	1 - (4) 人権教育の 推進 (25 頁)	1 人権教育に関する指導内容の充実 ・子どもたちが、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性<u>の人権に係わる問題をはじめ、様々な人権に係わる問題(高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の人、性的マイノリティ、ホームレス等の人権に係わる問題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等など)</u>について理解を深め、人権感覚を高められるよう、人権学習指導資料を活用した学習を推進します。	1 人権教育に関する指導内容の充実 ・子どもたちが、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性<u>及び</u>様々な人権に係わる問題について理解を深め、人権感覚を高められるよう、人権学習指導資料を活用した学習を推進します。	○推進会議意見 11
12	1 - (4) 人権教育の 推進 (26 頁)	4 学びやすい環境づくり ・障がいのある子どもたちへの合理的配慮の提供や<u>性的マイノリティへの</u>きめ細かな対応等、学校において全ての子どもたちが学びやすい環境づくりを進めます。	4 学びやすい環境づくり ・障がいのある子どもたちへの合理的配慮の提供や<u>性的指向、性自認に関する</u>きめ細かな対応等、学校において全ての子どもたちが学びやすい環境づくりを進めます。	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
13	1 - (4) 人権教育の 推進 (26 頁)		<u>注釈 1</u> <u>様々な人権に係わる問題: 高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の人、ホームレス等の人権に係わる問題、性的指向・性自認に係る人権課題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等など。(社会状況等の変化に伴い、三重県人権教育基本方針における様々な人権に係わる問題の「性的マイノリティ」について「性的指向・性自認に係る人権課題」と表現しています。)</u>	○推進会議意見 11
14	1 - (6) 読書活動・ 文化芸術活 動の推進 (30 頁)	数値目標(指標の説明) 「学校の授業時間以外に、 <u>普段</u> 、1 日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10 分以上」と回答した公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)	数値目標(指標の説明) 「学校の授業時間以外に、1 日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10 分以上」と回答した公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
15	1 - (7) 体力の向上 と学校スポー ツの推進 (32 頁)	<u>3</u> <u>三重県部活動ガイドラインに基づいた適切な部活動運営の推進</u>	<u>3</u> <u>適切な部活動運営の推進</u> ・ <u>学校における運動部、文化部活動のあり方について関係者と検討します。</u>	○推進会議意見 12 ○県議会意見 3
16	1 - (7) 体力の向上 と学校スポー ツの推進 (32 頁)	<u>4</u> <u>地域人材の活用および地域スポーツの充実</u> ・ <u>他校との合同練習や地域のスポーツクラブへの参加など、中学生期のスポーツ活動の機会確保に向けて、地域スポーツとの連携等について市町等教育委員会と共に検討します。</u>	<u>4</u> <u>地域人材の活用および地域スポーツの充実</u> ・ <u>少子化をふまえ、適切な部活動の運営・改善に取り組むとともに、地域スポーツとの連携について検討を進め、スポーツを行う機会の確保・充実に取り組みます。</u>	○推進会議意見 12 ○県議会意見 3

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
17	2-(4) 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成 (43 頁)	注釈 1 <u>芸術 (Art)</u>	注釈 1 <u>リベラルアーツ・教養 (Arts)</u>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
18	2-(4) 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成 (44 頁)	③一人ひとりに最適で効果的な学び(公正な個別最適化学習)の推進 <u>・先進的な科学技術を効果的に活用した学習を進められるよう、ICT環境の基盤整備を進めます。</u>	③一人ひとりに最適で効果的な学び(公正な個別最適化学習)の推進 <u>・無線 LAN、電子黒板、学習用パソコン等のICT環境の基盤を整備し、それらを適切に活用した学習活動の充実と、個に応じた指導の充実に取り組みます。</u>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
19	基本施策3 特別支援教育の推進 (46 頁)	基本施策のめざす姿 障がいのある子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、継続的な指導・支援を受けることにより、自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが <u>行事等の交流や授業で共に学ぶこと</u> などをおして、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。	基本施策のめざす姿 障がいのある子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、継続的な指導・支援を受けることにより、自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが <u>授業で共に学ぶことや行事等の交流</u> などをおして、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。	○みえ県民力ビジョン・第三次行動計画との整合
20	3-(1) 一人ひとりの学びを支える教育の推進 (48 頁)	注釈2 パーソナルファイル:本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、労働等の関係機関から提供を受けた情報(個別的教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等)を綴じ込んでいくファイル。学校と保護者が支援情報を共有するとともに、進路先等と支援情報を共有することで円滑かつ確実な引継ぎに活用する。(平成24年度から支援情報ファイルとして活用してきた「パーソナルカルテ」について、より使いやすいものになるよう内容を充実したもの。)	注釈2 パーソナルファイル:本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、 <u>福祉</u> 、労働等の関係機関から提供を受けた情報(個別的教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等)を綴じ込んでいくファイル。学校と保護者が支援情報を共有するとともに、進路先等と支援情報を共有することで円滑かつ確実な引継ぎに活用する。(平成24年度から支援情報ファイルとして活用してきた「パーソナルカルテ」について、より使いやすいものになるよう内容を充実したもの。)	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
21	4-(1) いじめや暴力 のない学校 づくり (54 頁)	3 学校内外の教育相談・支援 体制 ・ いじめ問題等に悩む子ども たちや保護者を支援するため、 専門的な相談ができる「いじ め電話相談」や子どもたちが 気軽に相談できる「 <u>子どもLIN E相談みえ</u> 」を実施するととも に、受け付けた相談の中で、 専門的な対応が必要なもの に対して臨床心理士、社会福 祉士等による支援を行います。 す。	3 学校内外の教育相談・支援 体制 ・ いじめ問題等に悩む子ども たちや保護者を支援するため、 専門的な相談ができる「いじ め電話相談」や子どもたちが 気軽に相談できる「 <u>子どもSN S相談みえ</u> 」を実施するととも に、受け付けた相談の中で、 専門的な対応が必要なもの に対して臨床心理士、社会福 祉士等による支援を行います。 す。	○記述内容の精査 (より適切な表現へ の修正)
22	4-(2) 防 災 教 育・ 防 災 対 策 の 推 進 (57 頁)	めざす姿 防災学習を通じて、子ど もたちが、地震や津波、風水 害など自然災害に対して、 自分の命は自分で守る力を 身につけています。また、学 校の防災機能の強化が進む とともに、 <u>災害時に学校の 避難所運営や子どもたちの 心のケア等にあたる教職員 を支援し、学校教育を速や かに復旧するための体制が 整備されています。</u>	めざす姿 防災学習を通じて、子ども たちが、地震や津波、風水害など <u>の自然災害に対して、自分の 命は自分で守る力を身につけ ています。また、学校の防災機 能の強化が進むとともに、<u>災 害時に学校教育を速やかに復 旧するための体制が整備され ています。</u></u>	○記述内容の精査 (より適切な表現へ の修正)
23	4-(2) 防 災 教 育・ 防 災 対 策 の 推 進 (57 頁)	現状と課題 本県においては、南海トラフ 地震の発生が危惧されると ともに、台風等による風水害が <u>発生</u> しています。南海トラフ地 震や津波、風水害等の自然 災害から子どもたちの命を守 るため、学校における防災教 育を推進する必要があります。 す。	現状と課題 本県においては、南海トラフ 地震の発生が危惧されると ともに、台風等による風水害が <u>頻発</u> しています。南海トラフ地 震や津波、風水害等の自然 災害から子どもたちの命を守 るため、学校における防災教 育を推進する必要があります。 す。	○記述内容の精査 (より適切な表現へ の修正)

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
24	4-(2) 防災教育・ 防災対策の 推進 (57 頁)	現状と課題 南海トラフ地震等の大規模 災害が発生した場合に備え、 教職員の実践的な災害対応 力の向上を図るとともに、 <u>被災した子どもたちのケアや、学校での避難所運営、学校の早期再開などを行うための体制を整えることが必要です。</u>	現状と課題 南海トラフ地震等の大規模 災害が発生した場合に備え、 教職員の実践的な災害対応 力の向上を図るとともに、 <u>学校教育を速やかに復旧するため の体制を整えることが必要で す。</u>	○記述内容の精査 (より適切な表現へ の修正)
25	4-(2) 防災教育・ 防災対策の 推進 (57 頁)	<u>2</u> 家庭、地域との連携 ・子どもたちの安全を確保す るとともに、子どもたちが 地域の支援者として自ら行 動できるように、 <u>学校が保護者や地域の方々、近隣学校などとの合同での防災学習や避難訓練の実施等、学校と家庭や地域が連携した取組を進めます。</u>	<u>2</u> 家庭、地域との連携 ・子どもたちの安全を確保す るとともに、子どもたちが地 域の支援者として自ら行動で きるように、 <u>学校と家庭や地 域が連携し、保護者や地域 の方々、近隣学校等との防災学 習や避難訓練の合同実施等 の取組を進めます。</u>	○記述内容の精査 (より適切な表現へ の修正)
26	4-(2) 防災教育・ 防災対策の 推進 (58 頁)	<u>3</u> 災害時の学校支援体制の整備 ・ <u>避難所の開設・運営や学校の早期再開、子どもたちの心のケアなど、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備えた教職員からなる災害時学校支援チーム(仮称)を編成するとともに、官民連携による災害時の子ども支援に取り組むなど、災害時における学校教育を速やかに復旧する体制を整備します。</u>	<u>3</u> 災害時の学校支援体制の整備 ・ <u>災害時における学校教育の早期復旧を図るため、学校の早期再開、児童生徒の心のケア等、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職員を育成し、災害時の学校を支援する体制を整備します。また、民間団体・企業等との連携による災害時の子ども支援の仕組みづくりを進め、市町との連携につなげていきます。</u>	○記述内容の精査 (より適切な表現へ の修正)
27	4-(4) 不登校児童 生徒への支 援 (63～64 頁)	現状と課題 主な取組 <u>2</u> ～ <u>4</u> <u>教育支援センター(適応指導教室)</u>	現状と課題 主な取組 <u>2</u> ～ <u>4</u> <u>教育支援センター</u>	○記述内容の精査 (より適切な表現へ の修正)
28	4-(5) 学びのセーフ ティネットの 構築・学びの 継続 (65 頁)	現状と課題 <u>高等学校においては、さまざまな事情から中途退学に至る生徒が存在します。</u> 生徒が学校生活や学業になじみやすい環境を整えるとともに、やむを	現状と課題 <u>本県の高等学校(全日制)における中途退学率は 0.66%(平成 30(2018)年)であり全国平均(0.8%)を下回っているものの、さまざまな</u>	○推進会議意見 15

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
		得ず中途退学に至った生徒には、関係機関と連携した適切で途切れのない <u>支援</u> をしていく必要があります。	<u>事情から中途退学に至る生徒が一定数います。引き続き</u> 、生徒が学校生活や学業になじみやすい環境を整えるとともに、やむを得ず中途退学に至った生徒には、関係機関と連携した適切で途切れのない <u>支援を実施</u> していく必要があります。	
29	5-(1) 地域とともにある学校づくり (73 頁)	現状と課題 「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標のもと、子どもたちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力を、 <u>学校と地域</u> が連携・協働して育んでいくことが求められています。	現状と課題 「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標のもと、子どもたちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力を、 <u>学校・家庭・地域</u> が連携・協働して育んでいくことが求められています。	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
30	5-(1) 地域とともにある学校づくり (73 頁)	1 「地域とともにある学校づくり」の推進 ・ <u>学校が地域の方々と</u> 目標やビジョンを共有し、 <u>地域と</u> 一体となって子どもたちを育むため、地域とともにある学校づくりサポーターを学校等に講師として派遣し、期待される効果や先進事例を紹介することなどを通じて、コミュニティ・スクールの仕組みを導入する市町や学校の拡充に取り組みます。	1 「地域とともにある学校づくり」の推進 ・ <u>学校と保護者や地域の方々が</u> 目標やビジョンを共有し、 <u>学校・家庭・地域が</u> 一体となって子どもたちを育むため、地域とともにある学校づくりサポーターを学校等に講師として派遣し、期待される効果や先進事例を紹介することなどを通じて、コミュニティ・スクールの仕組みを導入する市町や学校の拡充に取り組みます。	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
31	5-(1) 地域とともにある学校づくり (74 頁)	1 「地域とともにある学校づくり」の推進 ・ これまでに取り組みまれてきた学校支援地域本部の活動等を基盤として、地域学校協働本部への <u>発展を促進します</u> 。	1 「地域とともにある学校づくり」の推進 ・ これまでに取り組みまれてきた学校支援地域本部の活動等を基盤として、地域学校協働本部への <u>移行を支援します</u> 。	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
32	5-(3) 教職員の資 質向上とコン プライアンス の推進 (77 頁)	現状と課題 これからの社会を担う子 どもたちには、自ら課題を 見つけ、自ら学び、自ら考 え、判断して行動する力を 育むことが求められている ことから、教職員は、何を学 ぶかだけでなく、どのよう に学ぶかも重視して授業改 善に取り組むことで、授業 力を高めていく必要があります。	現状と課題 これからの社会を担う子 どもたちには、自ら課題を見 つけ、自ら学び、自ら考え、判 断して行動する力を育むこと が求められていることから、 教職員は、何を学ぶかだけで なく、どのように学ぶかも重 視するとともに、 <u>学ぶことと 自分の人生や社会とのつなが りを実感できるよう</u> 授業改善 に取り組むことで、授業力を 高めていく必要があります。	○県議会意見 4
33	5-(4) 学校における 働き方改革 の推進 (81 頁)	現状と課題 <u>本県ではこれまで</u> 、総勤務 時間の縮減に向けて制度の 改善や県全体で統一した目標 の設定などの取組を進めてき ましたが、本県の教職員の勤 務状況は、全国と同様に、月 45 時間を超える時間外労働 に従事する者が少ない状 況です。	現状と課題 本県 <u>においても</u> 、総勤務時間 の縮減に向けて制度の改善や県 全体で統一した目標の設定など の取組を進めてきましたが、本県 の教職員の勤務状況は、全国と 同様に、月 45 時間を超える時 間外労働に従事する者が少なく ない状況です。	○記述内容の精査 (より適切な表現へ の修正)
34	5-(4) 学校における 働き方改革 の推進 (81 頁)	現状と課題	現状と課題 <u>このようなことから、「公立の 義務教育諸学校等の教育職 員の給与等に関する特別措 置法」が改正され、同法に基 づき、文部科学大臣が「公立 学校の教育職員の業務量の 適切な管理その他教育職員 のサービスを監督する教育委員 会が教育職員の健康及び福 祉の確保を図るために講ずべ き措置に関する指針」を定め、 当該指針により、教職員の服 務を監督する教育委員会(県 教育委員会及び市町等教育 委員会)は、教職員の時間外 労働の上限などに関する方針 を教育委員会規則等で定め ることとなりました。</u>	○記述内容の精査 (より適切な表現へ の修正)

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
35	5-(4) 学校における 働き方改革 の推進 (81 頁)	現状と課題 — 令和 2(2020)年 4 月か ら、 <u>教員の勤務時間の上限に 関する方針を定め、特別な場 合を除き、</u> 教員の時間外労 働は月 45 時間、年 360 時 間を超えない <u>ものとし、</u> その実 現のため、 <u>業務の削減や明確 化・適正化、必要な環境整備 等、</u> 教職員の長時間労働の <u>是正</u> に向けた取組を着実に 実施 <u>していく必要があります。</u> (後略)	現状と課題 <u>教育委員会規則等により、令 和 2(2020)年 4 月から、児 童生徒等に係る通常予見す ることのできない業務量の大幅な増加等に伴い一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合を除き、</u> 教員の時間外労働は月 45 時間、年 360 時間を超えない <u>こととなり、</u> その実現のため、 <u>業務の削減や必要な環境整備等、</u> 教職員の長時間労働の <u>解消</u> に向けた取組を着実に実施 <u>していきます。</u> (後略)	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
36	5-(4) 学校における 働き方改革 の推進 (81 頁)		現状と課題 <u>男性職員の育児休業等の 取得率が低いことから、男 性職員の育児に関する諸制 度の周知を図るとともに、 休暇を取得しやすい職場づ くりをより一層進める必要 があります。</u>	○県議会意見 5
37	5-(4) 学校における 働き方改革 の推進 (82 頁)	1 時間外労働時間削減に向け た取組 ・ <u>勤務時間の上限に関する方 針等に基づき時間外労働の 削減が実効性をともなうよ う業務の削減や簡素化・効 率化に取り組めます。</u>	1 時間外労働時間削減に向け た取組 ・ <u>時間外労働の上限を遵守す るため、時間外労働の削減が 実効性をともなうよう、抜本的 な業務削減や業務の簡素 化・効率化に取り組めます。</u>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
38	5-(4) 学校における 働き方改革 の推進 (82 頁)	3 職場環境や組織風土づくり の改善を一層推進するた めの取組 ・セクシャル・ハラスメント、 パワー・ハラスメント等の ハラスメントのない職場づ くりに取り組むとともに、 「子育てアクションプラ ン」に基づく次世代育成を 支援する職場風土づくりを 進めます。	3 職場環境や組織風土づくり の改善を一層推進するた めの取組 ・セクシャル・ハラスメント、 パワー・ハラスメント等の ハラスメントのない職場づ くりに取り組むとともに、 「子育てアクションプラ ン」に基づく次世代育成を 支援する職場風土づくりを 進めます。 <u>特に、子育て期に ある男性職員の育児参画を 促進するための休暇制度等 の周知徹底、所属長による 休暇取得の働きかけ、休暇 等を取得する職員を支援す る職場の環境づくり等を進 めます。</u>	○県議会意見 5
39	5-(5) 家庭の教育 力の向上 (85 頁)	めざす姿 家庭において、 <u>子どもたち</u> の 豊かな情操や人を思いやる心が 育まれており、基本的な生活習 慣、学習習慣が身についていま す。また、社会全体で家庭を支 える気運が醸成され、家庭教育 の応援に向けた多様な取組が 積極的に進められています。	めざす姿 家庭において、 <u>子ども</u> の豊かな 情操や人を思いやる心が育まれ ており、基本的な生活習慣、学 習習慣が身についています。ま た、社会全体で家庭を支える気 運が醸成され、家庭教育の応 援に向けた多様な取組が積極 的に進められています。	○記述内容の精査 (より適切な表現へ の修正)
40	5-(5) 家庭の教育 力の向上 (86 頁)	4 社会全体で家庭を支える機運 の醸成 ・ 家庭教育の応援につながる 先進的な取組を市町へ周 知・普及するとともに、地域人 材を <u>養成</u> することで、社会全 体で家庭を支える気運の醸 成を進めます。	4 社会全体で家庭を支える機運 の醸成 ・ 家庭教育の応援につながる 先進的な取組を市町へ周 知・普及するとともに、地域人 材の <u>活動を支援</u> することで、 社会全体で家庭を支える気 運の醸成を進めます。	○記述内容の精査 (より適切な表現へ の修正)
41	5-(5) 家庭の教育 力の向上 (86 頁)	4 社会全体で家庭を支える機運 の醸成 ・ 企業や関係団体と連携して、 <u>男性</u> を対象に、 <u>子育てに関し て</u> 積極的な <u>子育て</u> への参画 を考える場づくりを促進しま す。	4 社会全体で家庭を支える機運 の醸成 ・ <u>男性の育児参画を進める中 で</u> 、企業や関係団体と連携し て、 <u>父親等</u> を対象に、積極的 な <u>子育て</u> への参画を考える場 づくりを促進します。	○推進会議意見 18

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
42	5-(6) 社会教育の推進と地域の教育力の向上 (88 頁)	2 地域の課題や多様な学習ニーズへの対応 ・ 公民館等の社会教育施設が、多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供していけるよう、NPO等の団体や、大学等の高等教育機関等のさまざまな主体と連携して、市町の公民館を対象とする地域課題解決型学習の機会を提供するモデル事業を <u>展開</u> します。	2 地域の課題や多様な学習ニーズへの対応 ・ 公民館等の社会教育施設が、多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供していけるよう、NPO等の団体や、大学等の高等教育機関等のさまざまな主体と連携して、市町の公民館を対象とする地域課題解決型学習の機会を提供するモデル事業等を <u>実施</u> します。	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)
43	5-(7) 文化財の保存・活用・継承 (89 頁)	施策名 文化財の <u>保存・継承・活用</u>	施策名 文化財の <u>保存・活用・継承</u>	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)
44	5-(7) 文化財の保存・活用・継承 (89 頁)	めざす姿 子どもたちをはじめとする多くの方が文化財について学び、親しみ、その価値についての理解を深めることで、地域の宝である文化財が <u>保存・継承・活用</u> されています。	めざす姿 子どもたちをはじめとする多くの方が文化財について学び、親しみ、その価値についての理解を深めることで、地域の宝である文化財が <u>保存・活用・継承</u> されています。	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)
45	5-(7) 文化財の保存・活用・継承 (90 頁)	数値目標(指標) 新たな <u>保存活用地域計画</u> のもと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数	数値目標(指標) 新たな <u>文化財保存活用地域計画</u> のもと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)
46	5-(7) 文化財の保存・活用・継承 (90 頁)		<u>注釈1</u> 文化財保存活用地域計画：平成 31(2019)年 4 月に施行された改正文化財保護法によって新たに制度化された、域内における文化財の保存・活用を進めていくために市町が策定する保存・活用に関する目標や具体的な取組内容を定めた計画。	○推進会議意見 19

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
47	教育ビジョンの実現に向けて (92 頁)	2 県民力の結集による教育ビジョンの実現に向けて ●「企業等」の役割 企業や事業者は、インターンシップ、農業体験、環境教育、文化芸術活動やスポーツ推進への協力のほか、施設等の提供や出前授業など、専門性を生かした教育活動に積極的に参画するとともに、就職時に適性に応じた業務の配置など定着に取り組めます。また、子育てを支援する職場づくりなどの<u>教育環境</u>の改善や障がい者雇用による能力発揮の場の提供など、さまざまな側面から教育施策に協力・貢献します。	2 県民力の結集による教育ビジョンの実現に向けて ●「企業等」の役割 企業や事業者は、インターンシップ、農業体験、環境教育、文化芸術活動やスポーツ推進、<u>地域の資源を生かした商品開発</u>への協力のほか、施設等の提供や出前授業など、専門性を生かした教育活動に積極的に参画するとともに、就職時に適性に応じた業務の配置など定着に取り組めます。また、子育てを支援する職場づくりなど<u>子どもの教育環境</u>の改善や障がい者雇用による能力発揮の場の提供など、さまざまな側面から教育施策に協力・貢献します。	○推進会議意見20